

「令和3年度第1回茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」 会議録（詳細）

議題	茅ヶ崎市におけるいじめ問題の現状及び対策について 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第4期）の調査について
日時	令和3年6月7日（月）15時～16時30分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4
出席者氏名	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柳生 和男（清和大学 非常勤講師） ・ 小島 秀一（NPO法人ストップいじめナビ 弁護士） ・ 堀 恭子（聖学院大学 教授） ・ 川村 和美（公益社団法人神奈川県社会福祉士会） ・ 瀧本 康二（中央児童相談所） ・ 木村 理江（茅ヶ崎市PTA連絡協議会の代表） ・ 酒田 桂子（茅ヶ崎市小学校長会の代表） ・ 稲川 敏光（茅ヶ崎市中学校長会の代表） <p>【事務局】</p> <p>青柳教育指導担当部長、力石学校教育指導課長、牧野主幹、岡田主幹、山崎課長補佐</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和3年度第1回茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会資料（冊子） ・ 平成29年1月30日付茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会答申書 ・ 「いじめしない！ させない！ ゆるさない！」リーフレット ・ 平成31年1月17日付茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会答申書 ・ 令和3年2月1日付茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会答申書 ・ 別紙1、別紙2-1、別紙2-2、別紙3
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

次のとおり会議が行われた。

1 開会

2 委嘱

3 竹内教育長挨拶

- ・ いじめ防止対策調査会は今回で4期目となる。
- ・ 国は平成25年にいじめ防止対策推進法を施行し、茅ヶ崎市は平成26年度にいじめ防止基本方針を策定し、この調査会が位置付けられた。
- ・ 平成27年度から28年度にかけていじめの重大事態が発生したことを教訓に、2年単位の調査会で調査研究していただき、いじめ対策の答申をしていただくとともに、基本方針の見直しと改定をしてきた。
- ・ 令和3年2月1日付の答申では、重大事態調査報告書の公表についてのガイドラインをつくるべきだというご提案のもと、ガイドラインを作成し、現在、HPに掲載している。
- ・ また、保護者向けの資料が必要であるというご提案を受け、参考資料を作成した。
- ・ さらに、いじめ防止に向けて各学校での保護者への聞き取りチェックを的確に行うために、ラベルの使用等、体制を整えた。
- ・ 今後も皆様の様々なご意見をもとに、改善すべきはしていきたい。そして、より精度の高いものにしていきたい。
- ・ 茅ヶ崎市では子どもたちの主体的な活動を大事にしている。いじめについても、子どもたち一人一人がいじめを自分の問題として捉え、主体性をもっていじめ問題に取り組むことを目指している。このことによっていじめが起きない、また、いじめが起きてもいじめを許さない学校の風土を作り上げていきたい。
- ・ 今年度は、昨年度、開催できなかったいじめ防止サミットを予定している。
- ・ 委員の皆様から、茅ヶ崎のいじめ対策についてお力添えをいただきたい。

4 委員紹介

5 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の設置について

【事務局】

- ・ 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の設置について。（規則読み上げ）
- ・ 令和3年度茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会会長及び、副会長の選出について。
- ・ 会長は柳生委員、副会長は小島委員に決定した。

6 会長、副会長挨拶

7 令和3年度茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会における調査審議についての諮問

8 協議等（司会進行は会長）

（1）本市におけるいじめ問題の現状及び対策について

【事務局より説明】

- 資料の4ページ「市内公立小・中学校におけるいじめについて」は、文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づく、平成30年度、令和元年度における市内公立小・中学校におけるいじめについてのデータである。
- （1）のいじめの認知件数では、令和元年度の小学校は496件、中学校は262件となり、平成30年度と比較すると、小学校は若干の増加、中学校は変化が見られない。
- しかし、平成29年度と30年度の比較では、小学校は2.8倍、中学校は1.7倍となっている。このことより、各学校においていじめ防止対策推進法の理解がさらに進み、教師の感度が高まり、積極的にいじめを認知して対応していることに加えて、些細な事案についても見逃さないよう、チームとして組織的な対応をしていこうとする体制づくりが進んでいることが考えられる。
- 平成30年度と令和元年度の中学校における認知件数の横ばいの要因として、いじめを未然に防止しようとする校内体制の充実が図られていること、小学校同様にいじめの認知に対する教職員及び校内の感度が高まったこと等が考えられる。
- 5ページの（2）の学年別いじめ認知件数の下のグラフでは、平成30年度、令和元年度ともに、中学1年生で最大となり、中学校3年生で大きく減少している。
- また、1000人あたりのいじめの認知件数は、中学校は全国平均を上回っているが、小学校は全国平均を大きく下回っている。
- （3）の主ないじめの態様では、平成30年度、令和元年度ともに、小・中学校で「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった言葉によるいじめが最も多くなっている。
- 6ページの（4）のいじめの発見のきっかけでは、令和元年度の学校の教職員による発見が、小学校は46.2%、中学校は45.8%となり、平成30年度と比べて増加している。このことから、いじめ認知に対する教職員の感度が高まっていることが窺える。
- 令和元年度の中学校における学校の教職員以外からの情報による発見の内訳にある「その他」が、平成30年度より増加している状況については、当該児童・生徒または保護者以外の周りの児童・生徒からの訴え等による認知が増加していることから、児童・生徒のいじめを見逃さないという意識の向上が図られつつあると考えられる。
- （5）のいじめ問題の対策として、各小・中学校における学校いじめ防止基本方針に即した校内体制の見直し、教育委員会への早期報告・相談に努めている。
- また、教育委員会としては、市立小学校におけるいじめ重大事態を教訓とし、平成30年7月よりスクールソーシャルワーカーを拡充し、昨年度より、スクールソーシャルワーカーのより実効的な活用につながるよう、3名のスクールソーシャルワーカーの担当校を決めて運用している。
- さらに、今年度より、年度始めの事業説明訪問に加え、4回程度の定期訪問を実施することとした。このことより、これまで以上にきめ細やかで継続的な支援ができると考えている。
- 児童・生徒の主体的ないじめ防止の意識向上を図るために、令和元年12月14日に「いじめ防

止サミット」を開催した。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としたが、今年度については、8月27日（金）に実施する予定である。

質疑応答

【委員】

- ・ いじめの認知件数が多い月があるのか。

【事務局】

- ・ 報告を集約した上で、感覚的には何月に多いということを感じたことはない。
- ・ いじめの認知件数が多くはなかった頃、中学校では、合唱大会等の行事への取組の際に、いじめ事案が多くなるという話をある校長先生から伺った。また、小学校では、学年当初ではなく、ある程度人間関係に慣れてきた段階で多くなる傾向があった。認知件数が多くなってきた最近では、月別の多い少ないが目立たなくなっている。

(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第4期）の調査について

【事務局より説明】

- ・ 資料7ページ、協議資料2のように、平成27年度から28年度にかけて発生した茅ヶ崎市立小学校におけるいじめの重大事態に係り、1（1）の「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）」（茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会）、及び（2）の「いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書」（茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議）が作成され、それぞれ7項目にわたり再発防止に向けた提言等が示された。
- ・ 8ページ、2の「「1」の内、喫緊の課題」として、（1）から（6）までの6点を挙げた。
- ・ 第3期の本調査会の協議の中では、2の「「1」の内、喫緊の課題」として、（1）から（6）までの6点のうち、（3）から（5）に係る資料等を作成し、答申書とともに御提出いただいた。
- ・ 「保護者や地域との連携」に関する具体的な施策案として、「いじめ重大事態の調査報告書に係る指針をまとめた調査報告書の公表指針」「いじめに関する保護者向け説明資料」また、「いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等、及び事実関係を明確にするための調査実施の明確な判断」についての具体的な施策を検討するために、まず、茅ヶ崎市内の小・中学校を対象に、いじめ事案に係る記録方法についての調査を行った。その上で、最低限確認すべき事項の漏れを防止するための、聞き取りチェックラベルを作成していただいた。
- ・ 参考資料や、第3期の調査内容を含めたこれまでの答申書を参考にしながら、今期、調査研究すべき課題について、ご協議をお願いする。
- ・ 開催回数が少ない中での調査となるので、このような形で提案した。

【事務局より】

- ・ 参考資料について説明を追加する。
- ・ 令和2年度問題行動・不登校等調査については、現在集計中なので、現時点で確認できているこ

とのみを情報提供する。

- ・ 1、令和2年度のいじめの認知件数は、小学校で721件、中学校で159件であった。小学校19校中、最も少ない学校で4件、最も多い学校で273件であった。また、中学校13校中、最も少ない学校で2件、最も多い学校で24件であった。
- ・ 2、スクールソーシャルワーカーの学校派遣回数は、平成30年度からの経年変化を見ると、学校におけるケース会の回数、及び派遣回数に増加傾向が見られる。下表のように、令和2年度については、ケース会に参加した回数は小学校で142回、令和元年度は40回であったことから、学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣のニーズが増えていることが考えられる。
- ・ 3、児童・生徒の主体的な取組の中で、いじめ防止プログラムは、令和2年度に中学校で3校実施しているが、プログラムの実施については、各学校の主体性に任せている。
- ・ 茅ヶ崎市いじめ防止サミットについては、令和3年度、「かながわ元気な学校ネットワーク推進キャンペーン 湘南地区フォーラム」として、8月27日（金）に実施する予定である。
- ・ 最後に、令和2年度に小学校1校において、いじめに係る授業について、年間を通した計画を作成し実施した。授業実施にあたり、計画、見直し等に教育委員会の担当が支援を行った。

質疑応答

【委員】

- ・ スクールソーシャルワーカーのニーズが増えているが、内容はどのようなものがあるのか。

【事務局】

- ・ 資料に示すスクールソーシャルワーカーの派遣回数については、いじめに限ったものではないが、基本的に、学校における子どもへの支援を考える中で、学校だけでは支援の範囲に限られるといった場合や、より専門的な意見が必要であるといった場合に派遣依頼が多い。いじめに関わるケースでは、例えば訴えがあった際、本人の傷つきがひどく、学校に対する不信が大きいときや、本人の課題が大きく、専門的なアドバイスを要するときなどに、活用される傾向がある。

【委員】

- ・ 本校では、週1回、生徒指導担当教員が中心となって、関係職員が生徒に関する情報交換・情報共有を行っているが、そこにスクールソーシャルワーカーも参加することがあり、個々のニーズに応じた支援を検討するうえで、よい機会となっている。今後もスクールソーシャルワーカーの来校回数を増やしていきたい。

【委員】

- ・ 保護者の方への説明に活用できる、「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら」の詳細版と概要版について、詳細版には説得力があるが、保護者が読むには、長くて、ポイントが伝わりにくい。一方、概要版だと短過ぎて、情報が十分ではないように感じる。今後、精査していただけたらと考える。

【委員】

- ・ 詳細版を提示して、何か問題になった事例があれば教えてほしい。

【事務局】

- ・ この詳細版と概要版は、以前、本会で「保護者にも事前の情報がほしい」という意見があって作成したものである。今後も、何か意見があれば参考にして改善していく。
- ・ 保護者が目にする機会はまだ少ないので、保護者の反応の情報が入っていない。学校のHPに掲載の方がよいと思う。昨年度、これを読んだ保護者から意見をいただいた中で、内容についての不満は一つもない。ただし、こう書かれているが、実際に進められるのかといった意見があった。また、方策が書いてあるのに学校はやっていないという意見もあり、このことについては、学校にきちんと伝えている。

【委員】

- ・ 小学校のいじめの認知件数が最少の学校と最多の学校について、規模・状況の違いがあったか。

【事務局】

- ・ いじめの認知件数と規模の関係性については特化したものはないと考えている。学校における認知件数の違いについては、例えば、市教育委員会が教職員向けの研修をしたり、いじめの認知について十分な説明をしたりした結果、一人一人の教職員のいじめの認知度や意識が向上したことにより、認知件数が上がった学校がある。
- ・ 市教育委員会としては、この数の差が各学校のいじめ認知の感度の差と考え、今後どうしていくべきかを考える資料として提示した。

【委員】

- ・ 確かに、4件というのは一般的に考えると少ない。先生方がそれでよいと思っているのであれば困る。

【事務局】

- ・ いじめの認知件数については、法律的に「された側が嫌だと感じたら、全ていじめである」と周知している。例えば、1000人の子どもがいて、「1年間で1回も嫌なことがなかったですか」と聞けばそんなことはなく、1000件挙がってもよいはずである。このレベルで認知されるべきなので、茅ヶ崎市は全体的に見て少ないと考えた方がよい。特に認知件数が少ない学校については、いじめの捉えにずれがあるのか、解決したので報告の必要がないと考えているのかなど、その要因について精査が必要である。

【委員】

- ・ 児童相談所でも虐待か否かの議論がされることがある。子どもが嫌な思いをし、親から嫌なことをされたことが対象となるが、ちょっと邪険にされたことが虐待に当てはまるか、わからないことがある。最近では、虐待を小さくくりで「不適切な養育」と捉え、それが濃いか薄いかとして捉えている。濃いか薄いかはその人の感じ方によって異なるので、今のいじめの話と同様である。いじめの認知が多い学校は、それに気付いてあげられる、対応がある、と考えられるので、薄い所から対応していくべきであろう。ただし、少ない学校が何もしていないわけでもないだろう。ちょっと先生が気になったことでも記録に残らず、常日頃の中でいじめの防止になっている活動はあるはずである。日常的にやれていることを拾っていくことがとても大事である。経験が少ない者は気付かなかったこともあるので、ベテランができていたり気付いていることを他の教職員に伝えていくことも必要であると考えます。

【委員】

- ・ 資料6 ページの「いじめの発見のきっかけ」について具体的なものを教えてほしい。訴えのすべてがいじめの認知件数につながっているのか。

【事務局】

- ・ この表は、国の問題行動・不登校等調査の中でいじめの認知件数と挙げられたもののうち、発見のきっかけはどれかを表したもので、この数字はすべて認知されたものである。本人からの訴え等をさらに細分化したデータはない。訴えがあってもいじめとして認知されていないものがあるかもしれないが、それはこのデータの中には表れていない。

【委員】

- ・ この表を見ると、いじめについて、直接認知できるのか、ある行為についてどの時点でいじめと認知できるのか、認知したいじめを、管理職がいじめ防止組織に上げ、どのように判断されるかなど、認知から対応の開始に至るどの過程に問題があるのかがわかるのではないか。

【委員】

- ・ 小学校では、学年ごとにいじめの認知件数の差が顕著に表れてしまった。以前は、「いじめの種を見つける」という意味で、各学級担任が学級の状況についてアンケートに記載し、それを学年内で共有した上で、いじめに該当すると判断したものを学年のいじめの件数として挙げていた。しかし、いつの間にか学年内で共有・検討することなく、学級担任の判断で件数を挙げるようになっていた。そのため、改めて、学年で共有することと、いじめの認知の感度をそろえることを確認し、月1回の職員会議では、できるだけ学年会で話し合われた内容を出し合うように変更した。特に、いじめの認知の感度をそろえることは重要である。

【委員】

- ・ コロナ禍で、大人の目が届かないところが増えてきている。今後の数字の変化が不安である。学校だけでの対応では難しく、家庭での対応も必要である。概要版を保護者に配るだけでなく、子どもにもわかりやすいものをつくり、大人が行っている対応を知ることや自ら学べるように工夫はできないか。
- ・ いじめの原因も様々であるが、その中には言葉の足りなさや国語力が落ちていることも原因の一つではないか。国語や道徳の授業の中で、子どもたちの言葉の力を見直していくべきではないか。

【委員】

- ・ 子どものストレスが多いといじめが増加する。また、言語環境が乱れないようにしていかなければならない。

【委員】

- ・ 子どもは学級担任以外の先生や話しやすい人に本音を話す場合がある。その時の対応や情報共有の仕方について教えてほしい。

【委員】

- ・ 学級担任は、最も子どもの近くにいることが多いので、子どもたちがいじめを訴えてくる件数も多い。学級担任の他に、心の教育相談員や養護教諭、ふれあい補助員が知り得た情報は、支援担当が集約したり、直接学級担任に伝えたりしている。また、学校によっては、学級担任以外のど

の先生にも話せる相談期間を設けている学校もあり、スクールカウンセラーが関わることもある。

【委員長】

- ・ ここまで認知の仕方や指導方法のアプローチについて協議してきたが、今後どうしていくべきか。

【事務局】

- ・ 今後の協議の提案をする。
- ・ 一つ目は、認知後の行動で、情報共有の仕方について調査すること、認知すべき事案が報告や共有する行動と結びついているか、学校はどのように工夫してるのか、また、その評価等、学校ごとに調査し、比較検討することや、認知件数とのバランスについて考えていく。
- ・ 二つ目は、いじめを認知したら先生方はどう行動するかという提言をすること。情報共有だけでなく、支援の必要性、関係機関の周知や視点の必要性など、学校の状況を把握して、何かしらの提案をするといったもの。
- ・ 三つ目は、学校の先生方の工夫をPDCAサイクルで捉えること。成功例や失敗例、こんな工夫をしたい等を集約していく。
- ・ 市内の情報を集約しているものとしての感想と情報提供だが、学校の先生と話をしても、コロナ禍の影響は今のところはそれほど大きくはなさそうである。また、いじめについて「心のコップ」という題材で、道徳の授業でカリキュラムを作成して取り組んでいる学校もあることを報告する。
- ・ 保護者の理解を深めるために、保護者は、学校がいじめに対し、どのように捉え、どう取り組んでいるかを理解しているかを知る必要もある。これまでの3期分の答申で作成したリーフレットや概要版がどう生かされているのかの検証を含め、4期の委員で深めていきたい。
- ・ 本日の協議を整理し、骨子を改めて書面提案して、第二回はいじめ防止対策委員会につなげていきたい。

(3) その他

【事務局】

- ・ 第4期となる本調査会の答申については、委員の皆様の任期である2年間で、答申をしていただくことになる。
- ・ 答申については、令和5年3月とする。
- ・ 第2回茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会は、11月11日を予定していたが、都合の悪い委員もいるので、改めて日程調整をする。
- ・ 本日配付の日程調整用紙を6月30日までに提出願う。

9 閉会挨拶

会長署名 柳生 和男

委員署名 小島 秀一

